

別府市海外留学奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諸外国に留学し、積極的に勉学に励み、留学先における交流を促進する市民に対し、予算の範囲内において別府市海外留学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、別府市が「国際交流都市宣言」の趣旨にのっとり、今後より一層の国際化を推進することを目的とする。

(留学施設)

第2条 奨励金の交付の対象となる留学は、国際連合加盟国及び地域の高校・短期大学・大学（以下「留学施設」という。）とする。

(支給対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 義務教育を修了した者
- (2) 市内に3年以上居住している者
- (3) 心身ともに健康である者
- (4) 留学施設において教育及び研究等を行う者
- (5) 留学しようとする期間が1年以上である者
- (6) 別府市から姉妹都市・友好都市へ派遣する留学生への助成金の交付を受けていない者

(申請の手続)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、留学する前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 別府市海外留学奨励金交付申請書（別記様式）
- (2) 履歴書
- (3) 住民票の写し
- (4) 入学許可証又は受入通知書の写し
- (5) 学費支払証明書（銀行送金依頼書控えでも可）

(奨励金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、当該決定の日から申請者が出国する日までの間に、申請者に対し奨励金を交付するものとする。ただし、奨励金の交付を決定した後、出国までの間に交付できないときは、出国

後に交付することができる。

2 奨励金の額は、1人1回に限り5万円とする。

(報告)

第7条 奨励金の受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 留学施設を休学、復学又は退学したとき。
- (2) 留学施設から停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 留学を終了し、帰国したとき。

(努力義務)

第8条 奨励金の受給者は、市民として勉学に励み、留学先における交流を深め、国際人として資質の高揚に努めなければならない。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者があるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の別府市海外留学奨励金交付要綱の規定は、同日以降の奨励金の交付の申請について適用する。